

散在する中小企業の工場排水は、下水道終末処理場で処理でき得る水質のものについては、むしろ積極的に流入させることが合理的であります。すなわち、各工場共下水道法等で規定した水質以下になるよう除害施設を設置させ又は強化するよう指導監視を図っていく方針であります。

監視体制については、工場排水の水質料金も加算する方針なので、むしろ厳密なチェックと広域のかつ、全体的な監視ができ水質保全上適切であると判断しています。

6 リン、窒素基準の設定について
リン、窒素の規制については総量規制とともに、処理技術開発、具体的規制方法等、現在なお問題点がありますので専門家の意見を聞きながら積極的にとりあげてまいります。

なお、規制を考える場合、対象者としてなじみ難い家庭における洗剤の使用等については、個人個人の使用に対する認識の啓発等も重要な要素ですので各種運動の推進、強化をすすめてまいりたいと思います。

7 養豚排水対策について

家畜のふん尿処理については農地還元を基本とし、地域農業に有機質肥料として有効に利用されることが定着するよう施策をすすめてまいります。

家畜ふん尿処理施設設置については、巨大集中処理が

困難なため協同施設及び個人を対象とし、昭和四十六年度以降助成措置を講じており、本年度も引続いて事業を推進すると共に、立地条件に適応した飼養規模の確保と合理的ふん尿処理を指導しております。特に霞ヶ浦周辺において一般地区より補助率をアップして有利に仕組み利用し易いよう対処しております。さらに、家畜ふん尿対策として耕種農業との結びつきを高め広域的流通をはかるため、集団組織間の長期利用計画を推進するほか、試験研究機関において新しい処理利用等の技術開発をすすめており、畜産経営からの排出汚水対策には今後とも努力してまいります。

8 高浜入り干拓の中止について
ご指摘の観点に十分配慮し、霞ヶ浦総合開発との調和をはかりながら推進する所存であります。

9 学園都市の排水について
現在施工中の霞ヶ浦常南流域下水道は霞ヶ浦に流入いたしません。

10 ヘドロ浚渫計画の中止について

霞ヶ浦の底泥浚渫については、底泥土による汚濁負荷の削減をはかるため、水質の汚濁をおこさない方法で行ってまいります。